



島根県報

平成18年10月13日 (金)
第 1,820 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境課) 1

告 示

町及び字の区域の変更 (市町村課) 2

保安林の指定の解除 (3件) (森林整備課) 3

森林法第189条の規定による告示及び揭示 (3件) (") 4

島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更 (審査課) 5

公 告

財団法人都道府県会館の災害共済事業経営状況の公表 (管財課) 6

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (3件) (環境生活総務課) 6

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧 (") 8

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8

公布された条例等のあらまし

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第93号)

1 規則の概要

- (1) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為に、原状回復が可能な場所において地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するための工作物の新築等を加えることとした。(第20条関係)
- (2) 普通地域内における届出を要しない行為に、原状回復が可能な場所において地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するための工作物の新築等を加えることとした。(第22条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第93号

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立自然公園条例施行規則 (昭和36年島根県規則第20号) の一部を次のように改正する。

第20条中第36号を第37号とし、第35号の次に次の1号を加える。

- (36) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築

物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風致の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

第22条中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風景の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第954号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、雲南市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町及び字の区域の変更の効力は、平成18年10月13日から生ずる。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

雲南市木次町下熊谷に編入する区域

町	字	地番
三刀屋町	三刀屋	1230の94

（ただし、上記地番は、平成18年9月5日現在のものである。）

島根県告示第955号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除に係る保安林の所在場所

出雲市大社町杵築北字稲佐3013 - 3、3013 - 4、字サリ平3064 - 8、3064 - 9、字権兵衛谷3085 - 4、3089 - 11、3089 - 12、3089 - 14、3089 - 15、字猿源氏3099 - 6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第956号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 解除に係る保安林の所在場所

大田市三瓶町野城字天堤イ750 - 2、イ751 - 2、イ753 - 2、イ754 - 2、三瓶町小屋原字先柳瀬1639 - 2、1639 - 3、1640 - 3 から1640 - 5 まで、三瓶町野城字天堤イ751 - 1・イ753 - 1・イ754 - 3・三瓶町小屋原字先柳瀬1639 - 1・1640 - 1・1640 - 2・1640 - 6・1645・字柳瀬1641・1646（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

大田市三瓶町野城字天堤イ753 - 2、イ754 - 2、三瓶町小屋原字先柳瀬1639 - 2、1639 - 3、1640 - 3 から1640 - 5 まで、三瓶町野城字天堤イ753 - 1・イ754 - 3・三瓶町小屋原字先柳瀬1639 - 1・1640 - 1・1640 - 2・1640 - 6・1645・字柳瀬1641・1646（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第957号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町中村鮎返813 - 23から813 - 25まで、中村掛橋814 - 8、814 - 15、814 - 39、814 - 41、中村桑畑880 - 5、中村斧作879 - 43から879 - 46まで、中村桑畑880 - 2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第958号

平成18年島根県告示第890号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を出雲市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所		不明である通知の相手方	
市町村名等	地番	保安林の権利者	住所
出雲市佐田町一窪田字川先	3757	山本 宏和	福岡県太宰府市都府楼南2-16-13
出雲市佐田町下橋波ホラ廻	750-1	松久寺代表 和田 武	島根県出雲市佐田町下橋波222

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

島根県告示第959号

平成18年島根県告示第891号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を出雲市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所		不明である通知の相手方	
市町村名等	地番	保安林の権利者	住所
出雲市所原町字石畑蛇口	4666-20	三宅 洋司	島根県出雲市大津町1082-1
出雲市大社町遥堪字大寺	1240	大輝 時蔵	島根県出雲市大社町遥堪1239-1
	1240-1		
出雲市多伎町小田	2016-3	山本 猶吉	島根県出雲市多伎町小田1892-3
	2728-3		
出雲市湖陵町畑村	1340-7	オリックスエス テートKK	大阪府大阪市港区弁天1-2-30-201

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

島根県告示第960号

平成18年島根県告示第892号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所		不明である通知の相手方	
市町村名等	地番	保安林の権利者	住所
飯石郡飯南町八神	1875	吾郷 茂秋	広島県広島市安佐北区高陽町翠光台1-868
	1877		
	1879		
	1883		
飯石郡飯南町長谷	974	鹿田 真弘	島根県飯石郡飯南町八神343
	979		
	985		
	988		
	990		
	973	三澤 輝男	広島県安芸郡海田町東海田2082
	980		
	981		
	982		
	983		
987			

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第961号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

指 定 年月日	指 定 番号	住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
				変 更 後	変 更 前
				売りさばき場所	売りさばき場所
昭和38年 10月23日	886	隠岐郡隠岐の島町城北町151 隠岐農業協同組合 代表理事組合長	隠岐郡隠岐の島町城北町151 隠岐農業協同組合 隠岐郡隠岐の島町郡637-3	隠岐郡隠岐の島町城北町151 隠岐農業協同組合	隠岐郡隠岐の島町城北町151 隠岐農業協同組合

	佐々木真憲	隠岐農業協同組合 五箇支店	隠岐郡隠岐の島町郡 637 - 3 隠岐農業協同組合 五箇支店	隠岐郡隠岐の島町北 方898 - 1 隠岐農業協同組合 北方支店
--	-------	---------------	--	---

公 告

地方自治法（昭和23年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、財団法人都道府県会館から平成17年度の災害共済事業経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄田信義

- 1 建物・自動車共済事業
 - 分担金その他収入 1,300,290,209円
 - 災害共済金経費その他支出 758,710,354円
 - 正味財産 21,662,502,190円
- 2 機械損害共済事業
 - 分担金その他収入 794,844,063円
 - 災害共済金経費その他支出 671,856,347円
 - 正味財産 6,478,492,716円

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄田信義

- 1 申請のあった年月日
 - 平成18年9月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 - 特定非営利活動法人 ハウル
- 3 代表者の氏名
 - 安部 善明
- 4 主たる事務所の所在地
 - 島根県雲南市大東町大東1263番10
- 5 定款に記載された目的
 - この法人は、すべての障害者に対して就労及び生活の支援とスポーツの振興に関する事業を行い、障害者が社会復帰と健全で豊かな社会生活を営めることに寄与することを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類
 - 定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 7 縦覧期間
 - 申請書を受理した日から2月間
- 8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

雲南地区県政情報コーナー（雲南合同庁舎 1 階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年 9 月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 つわぶきの里

3 代表者の氏名

藤井 志保子

4 主たる事務所の所在地

島根県鹿足郡津和野町森村口104番地 津和野小学校内

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者や家族がこの地域で安心して生活できるよう、対象者のニーズに応じた通所や日常生活支援に関する事業を行い、地域の福祉に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

益田地区県政情報コーナー（益田合同庁舎 2 階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年10月 3 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

N P O 法人六日市 E C C 協会

3 代表者の氏名

谷浦 博之

4 主たる事務所の所在地

島根県鹿足郡吉賀町六日市368番地 4

5 定款に記載された目的

この法人は、会員相互の協力により、医療従事者、一般市民等に対する心肺蘇生法及びこれに関連する医療技術、知

識等(以下「心肺蘇生法等」という。)の普及、心肺蘇生法等にかかわる情報提供、相談・支援事業を行うことにより心肺蘇生技術の向上をはかり、心肺危機に陥った市民の救命、社会復帰の実現に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎1階)
益田地区県政情報コーナー(益田合同庁舎2階)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年10月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 エプロンの会

3 代表者の氏名

森山 八洲恵

4 主たる事務所の所在地

島根県安来市安来町1576番地

5 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な人々に対して、住民参加と助けあいの精神のもとに、地域に根ざした福祉サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎1階)
松江地区県政情報コーナー(松江合同庁舎2階)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

簸川郡斐川町大字直江町2779 - 4 外35筆

面積 23,625平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

簸川郡斐川町大字荘原町2172番地

斐川町長 本田 恭一

